

投資信託説明書 (交付目論見書)



使用開始日
2025年2月28日



ウエリントン・トータル・リターン 債券ファンド(年4回決算型) (為替ヘッジあり)

追加型投信／内外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ※2
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券※1)	年4回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年4回決算型)(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月12日に関東財務局長に提出しており、2025年2月28日にその効力が生じております。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2024年11月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:19兆8,164億円
(2024年11月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 米ドル建ての国債、社債、ハイイールド債、新興国債券など^(*)を実質的な主要投資対象とし、各種債券等を機動的に配分し投資することで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(*)実質的に投資する債券種別等は、市況動向、投資機会等が変化することにより、大幅に変わる可能性があります。

- 以下の投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。
 - ・ケイマン籍外国投資信託 ウェリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン)ファンド クラスJPY S Q1 Distributing Hedged 円建て受益証券(以下「トータル・リターン・ファンド」といいます。)
 - ・DIAMマネーマザーファンド受益証券
- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、トータル・リターン・ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

2 トータル・リターン・ファンドにおいて原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。



ファンドの目的・特色

3 トータル・リターン・ファンドの運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが行います。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーについて

- ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは1928年から運用業務に携るグローバルに事業展開する大手独立系運用会社のひとつです。
- 特色のある投資哲学と運用プロセスを有する独立した運用チームと、幅広い投資対象をカバーする充実した調査体制を有した綿密なリサーチ基盤を持つことを強みとしています。
- 2024年6月末現在、グループ全体で世界の主要金融センターの19拠点に運用および営業部門を配置し、運用資産額は1兆2,511億米ドル(約202兆円*)にのぼります。

*1米ドル=161.07円(2024年6月末)で換算。

出所:ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの情報をもとに委託会社作成

4 年4回の決算日において、収益分配を行うことをめざします。

- 年4回の決算日(毎年2月、5月、8月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

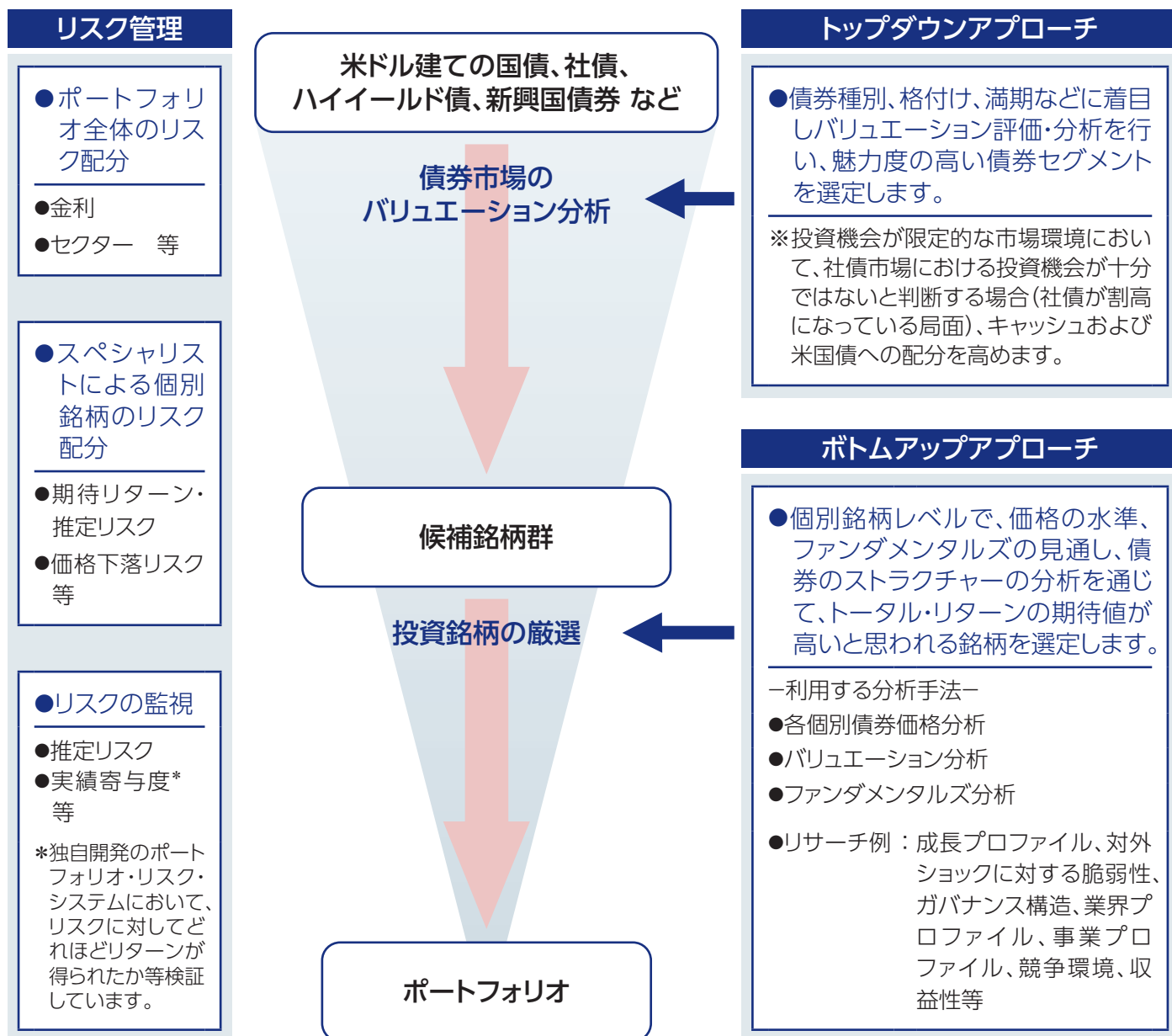


ファンドの目的・特色

運用プロセス

<トップダウンとボトムアップの融合により優れたリスク・リターン特性を目指す>

■債券価格の上昇機会に着目し、トータル・リターンの期待値が高いと思われる債券種別および銘柄への保有を最大化することを目指す一方、低いと思われる債券種別および銘柄の保有は最小化することを目指す運用プロセスを通じて、市場状況および期待リターンの変化に応じて、ポートフォリオを機動的に配分します。



※上記は、有価証券届出書提出日（2025年2月12日）時点でのトータル・リターン・ファンドの運用プロセスであり、今後予告なく変更される場合があります。

出所：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーの情報をもとに委託会社作成

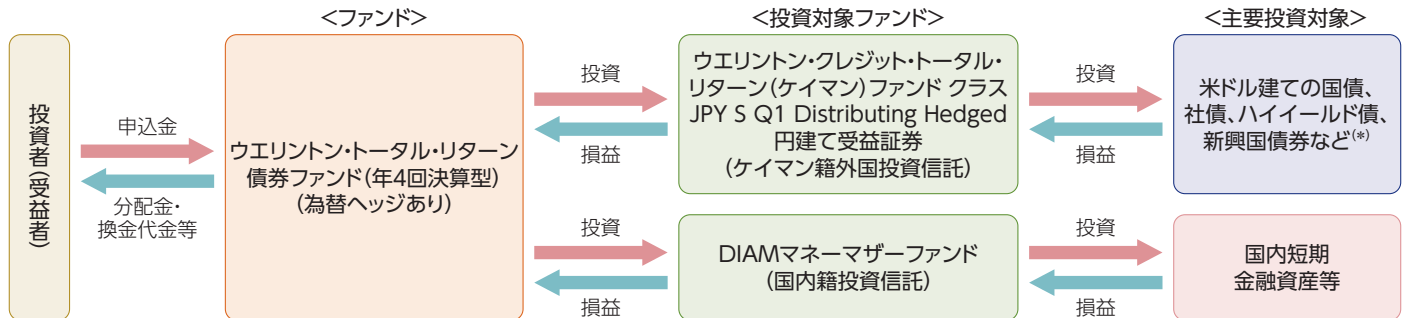


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



(*)実質的に投資する債券種別等は、市況動向、投資機会等が変化することにより、大幅に変わる可能性があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

■ 分配方針

年4回の決算時(毎年2月、5月、8月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

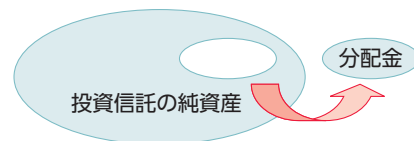


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



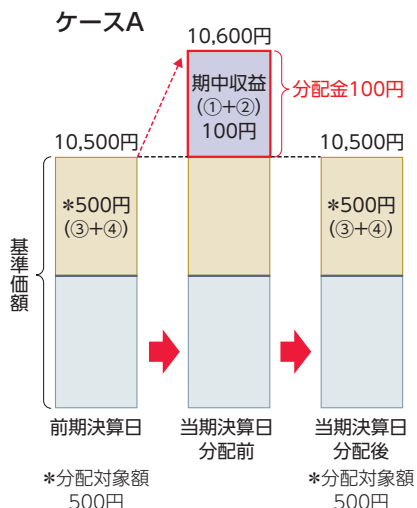
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

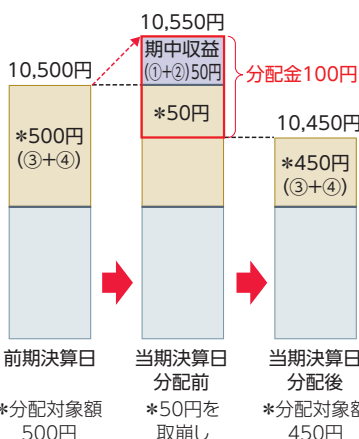
①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

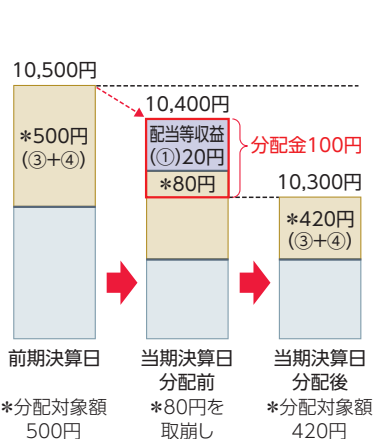


計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB <前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC <前期決算日から基準価額が下落した場合>



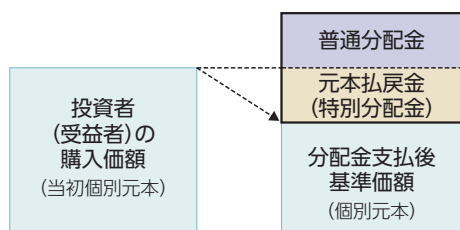
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

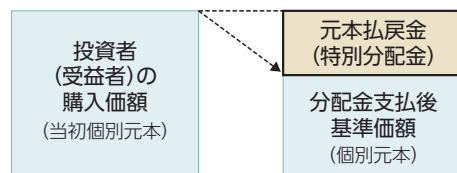
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
 (注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



ファンドの目的・特色

追加的記載事項

■当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ウエリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン) ファンド クラスJPY S Q1 Distributing Hedged
形態	ケイマン籍外国投資信託／円建受益証券
主要投資対象	米ドル建ての国債、社債、ハイイールド債、新興国債券など(*)を主要投資対象とします。 (*)ファンドが投資する債券種別等は、市況動向、投資機会等が変化することにより、大幅に変わる可能性があります。
投資態度	①米ドル建ての国債、社債、ハイイールド債、新興国債券など(*)を主要投資対象とし、各種債券等を機動的に配分し投資することでトータル・リターンの最大化を図ります。 (*)投資対象には以下が含まれますがこれに限定されません。 世界(日本および新興国を含む)の公社債(自治体および政府機関を含む)、国際機関債、優先証券、劣後債、CoCo債および短期投資商品等 ②価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限定してスワップ取引、債券、通貨、金利に関する先渡取引等を活用します。 ③ポートフォリオの平均デュレーションは通常3～6年とすることを基本とします。 ④ポートフォリオの平均格付は、通常BBB一格以上とすることを基本とします。ただし、特定の市場環境の結果、投資適格を下回る場合があります。 ⑤原則として、投資適格未満の格付を有する証券(無格付債券の場合には、同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断する場合があります。)の投資割合は、純資産総額の50%を上限とします。 ⑥原則として、無格付債券への投資割合は、純資産総額の10%を上限とします。 ⑦原則として米ドルで運用を行い、非米ドル通貨を取得した場合には速やかに米ドルに換金します。原則として対円で為替ヘッジを行います。 ⑧原則として、新興国市場の発行体が発行する証券への投資割合は、純資産総額の50%を上限とします。 ※上記は、投資顧問会社が投資目的の達成のために必要と判断した場合には、変更される可能性があります。
主な投資制限	①デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ②外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ③原則として、純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 ④有価証券の空売りは行いません。 ⑤原則として、国債・地方債・政府保証債および国際機関債等を除いて、同一の発行体が発行する証券への投資は、純資産総額の10%以内とします。
分配方針	原則として各四半期の最終営業日前後に分配宣言をすることができます。ただし、分配を行わないことがあります。
主要関係法人	・管理会社:ウエリントン・マネージメント・ファンズ・エルエルシー ・投資顧問会社:ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー ・受託銀行:ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド ・保管銀行/為替管理会社:ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
申込手数料	ありません。
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.62%以内 ※ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。
その他費用	信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、法律関係の費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担します。

※上記外国投資信託は、一定規模以上の純資金流入が生じた場合、既存投資家保護等の観点から、当該流入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の調整(価格の増減)が行われる場合があります。

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
形態	国内籍投資信託(親投資信託)／円建受益証券
主要投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関(*)の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA一格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。 (*)主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。 ②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。 ③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。
運用会社(委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	ありません。

○ DIAMマネーマザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動 リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。新興国債券等を実質的に投資する場合、先進国債券等に比べ金利変動リスクが大きくなる傾向があり、基準価額を大きく下落させる要因となる可能性があります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。当ファンドがハイイールド債券などの格付けが低い債券などに実質的に投資を行った場合には、投資適格の債券のみに投資する場合よりも相対的に信用リスクは高くなる場合があります。

為替変動 リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の債券やハイイールド債券に実質的に投資する場合、先進国の債券に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。



投資リスク

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドは実質的に新興国の債券にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

特定の投資 信託証券に 投資する リスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

当ファンドが組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



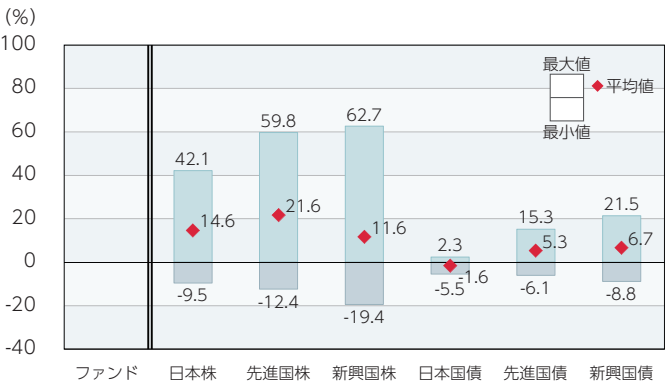
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス:2019年12月～2024年11月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率は
ありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファン
ドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的
に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマ ーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研 または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公 表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するす べての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指 数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一 切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停 止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行 された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産 権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。な お、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、 有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世 界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー が公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に 関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属 します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

(ご参考) [データの基準日: 2024年12月30日]

■ウエリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン) ファンド

※ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーのデータをもとに作成しています。

※比率(%)はウエリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン) ファンドの純資産総額に対する割合です。

※償還日は繰上償還条項が付与されている場合は次回の繰上償還予定日を表示しています。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US Treasury NB 3.2500% 06-30-29	米国国債	米国	3.250	2029/6/30	8.0
2	US Treasury NB 3.7500% 12-31-30	米国国債	米国	3.750	2030/12/31	7.9
3	US Treasury NB 5.2500% 02-15-29	米国国債	米国	5.250	2029/2/15	7.9
4	US Treasury NB 4.1250% 08-31-30	米国国債	米国	4.125	2030/8/31	5.4
5	US Treasury NB 4.1250% 10-31-29	米国国債	米国	4.125	2029/10/31	5.2
6	US Treasury NB 3.7500% 08-15-27	米国国債	米国	3.750	2027/8/15	4.9
7	US Treasury Bill Discount 01-30-25	米国割引短期国債	米国	0.000	2025/1/30	4.9
8	US Treasury NB 4.3750% 08-31-28	米国国債	米国	4.375	2028/8/31	4.6
9	US Treasury NB 4.1250% 11-30-29	米国国債	米国	4.125	2029/11/30	4.2
10	US Treasury NB 3.3750% 09-15-27	米国国債	米国	3.375	2027/9/15	2.8

■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	1275回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/3/24	25.37
2	1261回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/4/10	19.03
3	1238回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/6/20	19.01
4	1244回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/7/22	19.01

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間:2025年2月28日から2025年3月3日まで 継続申込期間:2025年3月4日から2026年2月13日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	継続申込期間において、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・イースター直後の月曜日(イースターマンデー) ・5月1日 ・ニューヨーク証券取引所がクリスマスデーとする日の直前および直後のニューヨーク証券取引所の営業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	2045年11月14日まで(2025年3月4日設定)
繰 上 償 還	当ファンドが主要投資対象とするトータル・リターン・ファンドが存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年2月、5月、8月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	5月、11月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。



手続・手数料等

課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
ス イ ッ チ ン グ	「ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年4回決算型)(為替ヘッジあり)」[「ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年1回決算型)(為替ヘッジあり)」]の2つのファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。スイッチングの取扱いの有無は、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。 ※「ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年1回決算型)(為替ヘッジあり)」を購入される際には、当該ファンドの目論見書をご覧ください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購 入 時 手 数 料	購入価額に、 2.75%(税抜2.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。			
信 託 財 産 留 保 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.968%(税抜0.88%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
		支払先	内訳(税抜)	主な役務
		委託会社	年率0.32%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年率0.53%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
	投資対象とする外国投資信託	トータル・リターン・ファンドの純資産総額に対して年率0.62%以内 ※ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。		
	実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.588%(税抜1.50%)以内(概算) ※上記はファンドが投資対象とするトータル・リターン・ファンドを高位に組入れた状態を想定しています。		
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするトータル・リターン・ファンドにおいては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金（ 解 約 ） 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。(有価証券届出書提出日現在)

